

平成 23 年 5 月 24 日  
福祉部介護保険課

## 地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり地域密着型サービス事業者の指定を行う。

### 記

#### 1 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

#### 【夜間対応型訪問介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	予定利用者数	指定年月日
ジャパンケアサービス ハッピー豊島・夜間対応型訪問介護	東京都豊島区 北大塚 1 - 13 - 15	株式会社ジャパンケアサービス	300 名	平成 23 年 3 月 28 日